

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
	/						
起 案 日	令和3年10月4日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	3四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教育民生常任委員会</b>			会議年月日	令和3年6月7日(月)		
				会議時間	13時00分～16時30分		
出席委員	委 員 長	上 岡 正		委 員	谷 田 道 子		
	副 委 員 長	川 渕 誠 司		委 長	上 岡 真 一		
	委 員	白 木 一 嘉					
	委 員	平 野 正					
その他	委 員 外 議 員	松 浦 伸		委 員 外 議 員	大 西 友 亮		
	委 員 外 議 員	西 尾 祐 佐					
	委 員 外 議 員	寺 尾 真 吾					
	委 員 外 議 員	山 下 幸 子					
執行部出席者	市民・人権課長	川 崎 一 広		市民病院事務局長	原 憲 一		
	市民・人権課国保係長	白 土 博 子		市民病院事務局総務係長	岡 本 安 代		
	環境生活課長	渡 邊 康		福祉事務所長	二 宮 英 雄		
	環境生活課長補佐	岡 村 むつみ		福祉事務所長補佐	薦 田 則 一		
	子育て支援課長	武 田 安 仁		福祉事務所社会福祉係長	平 地 義 伸		
	子育て支援課長補佐	田 村 典 義		西土佐診療所事務局長	稲 田 修		
	子育て支援課保育係長	宇都宮 朋 彦		西土佐診療所事務局長補佐	梶 原 秀 紀		
	健康推進課長	渡 辺 和 博		学校教育課長	山 崎 寿 幸		
	健康推進課ワクチン接種室長	横 山 昌 之		学校教育課長補佐	中 脇 弘 樹		
	健康推進課地域保健係長	西 内 美 和		生涯学習課長	花 岡 俊 仁		
	上下水道課長	池 田 哲 也		生涯学習課長補佐	谷 口 公 久		
	上下水道課長補佐	佐 川 徳 和		生涯学習課文化複合施設整備推進室長	國 見 理		
上下水道課下水道係長	安 岡 晃						

事務局	事務局長	西 澤 和 史	
	総務係長	武 内 直 樹	
記 録			
令和3年3月定例会より継続審査となっている所管事項の調査3件、及び報告7件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。			

■委員長挨拶により開会。

●まず、令和3年度主要事業概要について、執行部から説明を受け調査を行った。

**【説明：川崎市民・人権課長】**

「国保標準システム導入事業」

事業費は1,226万5000円で、財源内訳は全額国費の特別調整交付金100%。事業内容は、平成30年度から市町村単体での国保運営が、都道府県枠という形に変わっている。それに伴い、県枠全体で国保事業を運営しなければいけないというところもあり、現在、国保連合会、県、各市町村、それぞれが連携を保つために、国は、三つの基本システムを想定してスタートしている。1点目が県が主に使う国保事業費納付金システム。2点目が国保情報集約システム。今回整備を行う国保情報標準システムは、市町村ごとにそれぞれ整備して県内国保の運営を標準的に担っていくということで全額、アプリケーションについては国費を充当して開発がされている。そのアプリをそれぞれの市町村が活用して事業を行うが、当市は広域クラウドを8市町村で運営しており、そのクラウドのシステムに、国から配布を受けた国保標準システムを結合させる。今後、法令改正等を国が主体的に行ったものは配布を受けることになり、それら改正に伴う経費はほとんど必要なくなる。

※質疑なく終了。

**【説明：渡邊環境生活課長】**

「環境・地球温暖化対策事業」

四万十市はゼロカーボン宣言を行なったので、今年度から事務を執行していく。6月4日の県協議では、アクションプランを県が策定していくということになったので、これにぜひ協力してほしいとの要請があり、市として全面的に協力していくこと、また、これに伴い市区域施策編、地球温暖化対策実行計画区域施策編については、県の指導を仰ぎながら作成するという協議が成された。

**【質疑：川淵副委員長】**

県のアクションプランは、いつ出て、その柱は何か。

**【答弁：渡邊環境生活課長】**

本年度内に策定していくと県から聞いている。取り組みの柱は、①CO<sub>2</sub>の削減に向けた取り組み、②グリーン化関連産業の育成。③SDGsを意識した取り組みの促進の3つの柱から成っている。

※他に質疑なく終了。

**【説明：武田子育て支援課長】**

「八束保育所防球ネット設置」

事業目的は、八束保育所はゴルフコースと隣接した場所に立地していることから、敷地内へのゴルフボールの飛来を防ぎ、安全確保を図るもの。経過及び事業内容は、八束保育所建設時に、保育所の西側に沿って防球ネットを設置したが、保育所用地内で数回ゴルフボールが発見され、その対策として、平成31年度に簡易ネットを設置するとともに、ゴルフ場での看板設置による注意喚起等を行ってきた。しかしその後も園庭等でゴルフボールが発見されている状況で、抜本的な解決を図るために、保育所用地の南側に、西側のネットと連結させるような形でL字型に防球ネットを増設するもの。

**【質疑：上岡委員長】**

防球ネットはこれまでも一般質問でも論議され、これで十分だという答弁があったが、今回これが必要というには見通しが甘かったのか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

高さを当初から、低くして設置したことについては、方角的にネットを超えてきているような状況ではない。ただし、飛んでくる方向については、ちょっと見込みが甘かったと言わざるをえない状況。南側の林を抜けて、飛んできているのではないかと推測しており、その対策として、南側に増設するもの。

**【質疑：上岡委員長】**

今回、1,177万円の予算計上となっているが、前回の防護ネットと足したらどれぐらいになるか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

前回の事業費が約2,600万円で、今回の1,177万円を足して、3,777万円余りになるかと思う。

**【質疑：上岡委員長】**

今後、保育園を作るときには、十分に安全対策も含めて、余分なお金がいらぬような所に設置をするよう、お願いします。

※他に質疑なく終了。

**【説明：渡辺健康推進課長】**

「新型コロナワクチン接種推進事業」

予防接種法の臨時接種となり、市町村が新型コロナワクチンの接種を行うこととなり、それに伴う体制整備等を行う。ワクチン接種により発症の予防や重症化を防ぐほか、多くの方が、ワクチン接種をすることにより集団免疫が獲得され、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止が期待できる。これにより、コロナにかかる人を最小限に抑え、クラスターの発生を抑制、医療機関の負担を最小限にし、とりわけコロナで重症化する方を、一人も出さないということを考えている。接種対象者について、表の中では16歳以上の者となっているが、取り扱いが変更され12歳以上となっている。4月から、市内の高齢者施設から接種が始められ、7月中には希望される高齢者の接種が終わる見込。接種費用は全額、公費での負担で自己負担額は不要。接種会場は、個別接種は各医療機関と、集団接種は市民病院や西土佐診療所で行う。主要事業概要中、四万十市保健センターと表記しているが、西土佐診療所と保健センターは、同じ建物内であるということからわかりやすいように現在は、西土佐診療所と表記をしている。事業費は、会計年度任用職員の雇用やコールセンターの設置、運営等にかかる費用として、5,977万3千円と、接種委託料、これは医療機関が行う個別接種にかかる費用等で、1億5,943万6千円としている。

**【質疑：谷田委員】**

様々に高齢者の方から、なかなか予約が取れないという声をよく聞くが、コロナワクチン接種を今までやってみて、評価とそれから苦情等についてどう認識をしているか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

施設や医療機関に入院されている方については、名簿を出していただき、そこで接種を行ったが、一般の在宅の方の接種は、5月6日、7日で、予約を受けるようにした。それまでに、高知市がかなり混乱をしたというような経過もあり、コールセンターの電話の回線数を増やしてくれと、お願いをしたが、受け皿の方で、回線数を確保ができないということで、五つあった回線が8回線になった。四万十市の七つの医療機関そのもので予約を受け付けることになっていたのが合計15回線の、電話予約が可能となっていたが、やはり、ちょっと混乱があった。どうしても、何十回もかけても繋がらないというようなお話もいただき、急遽人を雇い臨時のコールセンターを開設すべく次の予約の時に準備をしてきたが、電話の回線工事がぎりぎりの状態で、実際に予約ができ始めたのが、当日の多分午後3時ぐらいだったと思うが、それについても繋がらないということで、お叱りを受けた経過があった。前回、一番初めに混乱したので年齢層も分けて、75歳からということでやったがそういう結果になっている。今現在は落ち着いており、予約ができる状態とはなっている。

**【質疑：谷田委員】**

2回目を接種した後に熱が出るという話もあって、自治体によっては接種した後に熱を下げる錠剤を渡してるようだが、そういうことについてはもう個々の対応になるのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

副反応については、若い方ほど出ると言われている。今現在、高齢者でも300人ぐらいは、もう2回目が終わっているという状況。基本的には、副反応については重大なものを除いて医療機関でかかっていたかということとなっている。現段階では、医療機関が出す対症療法、熱冷ましを処方してもらうことが主になるのではないかと考えている。

**【質疑：上岡委員長】**

高齢者接種は7月中には終わるとの説明だったが、私は2回目が8月10日だ、と言う人がいるが、本当に7月中で終わるのか。また、1回目の予約の時は、65歳以上を対象に一斉に電話をさせて、それが駄目だったから、今度は75歳以上の人に分けてやったことについて、なぜ1回目の時からそのように行わなかったのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

65歳でそのまま行ったのは私の見込みが悪かったということに尽きる。

基本的には7月9日までに1回目を終えるというのが、7月末までに2回目接種を終える必要条件。医療機関によって、高齢者の方の予約を医療機関のご厚意で、長めにとっていただいた所もあり、結果的に遅れているというようなことがある。

**【質疑：上岡委員長】**

政府も、7月中には65歳以上が終わるようにしている。各市町村も、終わるかどうかで、いろいろ厚労省から照会があると思う。終わらないのに本市はなぜ、国の方には7月中には終わるといふようにしているのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

7月に高齢者の接種がすべて受けとめができるということで大丈夫なのかということは県に問い合わせをしている。現在、各医療機関が管理をして、接種の予約も含めてやっており、そこにどういう方を接種対象にしているのか、名前も含めて現在照会をかけているところである。7月9日の次の週に接種の予約を入れてくれている医療機関があると思うが、そこがどうしても7月の接種の理論に当てはまらないということであれば、医療機関の方と調整をし、7月9日までにはしていただけるか。また集団接種の方に移行していただけるかということを考えている。

－小休－

－正会－

※他に質疑なく終了。

**【説明：池田上下水道課長】**

「浄化槽設置整備事業」

生活排水による公共用水質汚濁の防止と快適な生活環境への改善を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成28年度から令和3年度までの6ヵ年計画を立て、整備を図っているもの。

本年度は、浄化槽設置補助金3,000万円を、これは住居を対象に合併浄化槽設置1ヶ所当たり30万円の補助金として100基分を補助するもの。

※質疑なく終了。

**【説明：原市民病院事務局長】**

「病院事業健全化」

市民病院はこれまでたび重なる診療報酬のマイナス改定や、平成16年度に導入された新医師臨床研修制度の影響による医師不足等により、医療収益が大幅に減少し、収支が悪化している状況。そのため、実際の病院経営においては、慢性的な資金不足状態が解消できず、その資金を金融機関からの一時借入金に頼らざるをえない状態が続き、平成25年度末での一時借入金の枠が、5億円となる見込みとなったため、平成25年度末に一般会計より償還期限を6年とする5億円の長期貸付を受け、資金不足の解消を図った。これまでの経営改善に取り組んできた取り組みによって、平成28年度から3ヵ年間は黒字となったが、患者数の減少傾向は続き、医師の退職に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度は赤字決算となった。新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たず、医師の増員もままならない中で、病院の存続そのものが危ぶまれる事態となったため、令和3年度からは4階病棟を休床し、55床で運営し、経営の改善化を図っている。健全化に対するこれまでの主な取り組みとして、許可病床数を130床から99床に変更することにより、平成27年度より該当となった基準内繰入金の増額を図った。また、平成28年度には、これまで直営で行っていた給食業務について民間委託を実施したほか、5月からは地域包括ケア病床を12床から55床に拡大し、入院収益の増収を図った。さらに、今年度については、人件費を含む経費の削減を行うため、4階病棟を休床し、3階55床で運営としている。今年度の収支見通しは、常勤医師7名と非常勤医師13名の体制で、1日平均入院患者数50名、外来患者184名を見込み、収益の増収や経費の削減により、経営の安定化を図っていくこととしているが、経常収益では、収支では9,798万6千円の赤字という予算になった。ただし本日から、毎週月曜日に幡多けんみん病院から内科の医師を応援に来てもらえることとなった。月曜日が濱川院長が十和に診療応援に行くことで不在となるが、月曜日から、内科の診療応援に、けんみん病院より4人の医師が順番に来てもらえることとなっている。さらに、現在毎週金曜日の泌尿器科の高知大学の応援が、7月から水曜日、もう一日追加するとの高知大学の方から連絡があった。昨年度の決算状況は、約244万円の黒字決算となった。これは患者数の減少により、医療収益が大きく落ち込んだが、新型コロナウイルス感染症対策の県補助金や一般会計からの基準外繰り入れ1億円などの医療外収益が、その要因。今後の収支改善の取り組みは、病床利用率の向上として、幡多けんみん病院や地域の医療機関、介護施設との連携を密にすることで、紹介患者の増加により病床利用率の向上を図っていく。また、診療報酬上の加算の維持や新規取得に努め、収益の改善をはかるとともに、費用については診療財源の見直しを積極的におこ

なう等、可能な限り縮減するように努めていく。病棟を休床した関係で一時的に看護の数は充足した状況だが、将来にわたって医療介護人材が不足するという状況は変わりないと思う。今後の看護師不足への対応として、利用経験の豊富な退職者の再任用や臨時雇用とあわせて、職員給与については、給料表の切り換えも検討していきたいと思う。市民病院最大の課題である医師確保については、引き続き大学医局への訪問や、四万十市出身の医師へのアプローチなどを行い、人材の確保に努めていきたい。

「四万十市立市民病院病院情報システム整備」

導入後8年を迎える、オーダーリングシステムが老朽化して更新の必要があり、更に電子カルテシステムに更新するために、病院情報システムを構築、整備するもの。昨年度に本来は導入する予定だったが、一者しか応募がないという事態となり、競争性が確保されないということで、一旦プロポーザルを中止して、仕様を見直し、債務負担行為も議会に認めてもらう中で、12月に再度公告を行い、2月24日に5業者の参加のもと審査会を行った。令和3年度事業費は、契約額で1億1,654万6千円。内訳は、システム更新委託料が9,849万6千円、オーダーリング、遠隔端末等のハード面のパソコン購入費等が1,805万1千円。財源は、国民健康保険特別調整交付金の4千万円と、企業債、一般財源にて賄う予定。

【質疑：白木委員】

令和2年度は黒字ということだが、しかし基準外が1億円と県の補助金。この県補助金はいくらか。2点目に、地域包括ケア病床は何床か。何よりもけんみん病院との連携というのはこれから期待している。4名の医師が交代で来るということで、尚一層の連携強化を図っていただきたい。

【答弁：原市民病院事務局長】

県補助はコロナウイルス関係で各種あり一番大きかったのは、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるための空床補償。当初、決算見込みで、議会に報告した段階では、その補助金交付決定額ということで見込んでいたが、その後の感染症の拡大等を経て、6,000万円ほど決算で増えた。地域包括ケア病床の数について、今までは4階が44床を一般、3階の55床をすべて地域包括にしていたが、患者の病態によって、どちらが収益率が高いかということがあり、55床のうち40床を地域包括ケア、15床を一般病床として運営している。

【質疑：上岡委員長】

濱川院長が月曜日に十和に行くのは条件なのか。

【答弁：原市民病院事務局長】

条件ではない。濱川院長が、市民病院の院長になると決断をしたのがほぼ12月だったが、普通、医師の異動というのは、遅くとも半年前には決めて、後任を調整してもらうということになる。いろんな事情があり、そういう短い時間で決断し、院長自身も十和に対する責任というのがあり、他の病院からも応援はもらって、心配しなくていいということも言ってくれているが、充足するような数の応援が得られなかったので、今年度1年という条件で週1回の診療応援をするということとなっている。来年度は、1年の契約期間を置くので四万十町で何とかしてくださいという話をしているとのこと。

【質疑：上岡委員長】

院長手当等いろいろあるが、十和に行くことで向こうからもらう別経費はどうなっているか。

【答弁：原市民病院事務局長】

本市の勤務時間中のため、四万十町から病院に振り込んでもらっている。院長が受け取っているのは、交通費のみ。

※他に質疑なく終了。

【説明：二宮福祉事務所長】

「コミュニティソーシャルワーカー配置事業」

令和2年度から令和6年度までの5ヵ年を計画年度とする「第3期四万十市地域福祉計画」を推進するにあたり、令和2年度に引き続き、地域生活課題の解決の調整役として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存の制度やサービスなどで対応しきれない、支援を必要としている方に対して、コミュニティソーシャルワーカーが「個別支援」、「地域に対する支援」、「仕組みづくり」の役割を担い、これを地域における見守り、発見、つなぎ機能の強化へと図っていく。事業内容は、社会福祉協議会を委託先とし、事業費は725万9千円で、財源は、国が4分の3、市が4分の1。事業内容の主なものは、社会的援護を要する高齢者、障害者、児童、ひとり親家庭、生活困窮者等の制度のはざまにある方の見守りと相談支援、複数機関の連携による、支援が必要なケースにおける地域と支援機関等との調整、地

域座談会の実施等により地域生活課題の把握及び、地域住民の主体的な取り組みへの支援等、全部で9点。

「手話言語条例に基づく取り組み」

手話奉仕員の養成研修事業を令和3年度からの新規事業で取り組んでいる。社会福祉法人小高坂更生センターに委託をして、講座方式での研修を行っている。現在、受講生13名で、事業費は、37万5千円。2点目は継続事業で手話教室の開催。中村手話サークルわかあゆに依頼をして市内の小中学校や福祉関係団体へ講師を派遣し、手話の理解及び普及のための教室を開催をしている。3点目に意思疎通支援事業で、高知県聴覚障害者協会等へ委託をし、行政手続きや病院の受診の際買い物などの際に、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣するという事業。

【質疑：谷田委員】

コミュニティソーシャルワーカー配置事業は、個別の支援や地域の支援、仕組みづくりというのがすごい大事な分野だと思うが、実際に市民が困っていた時に、どういうふうにもそこへ繋いでいくかという問題と、そういう方が配置されているということを市民にどのように周知していくのか。

【説明：二宮福祉事務所長】

事業自体が昨年度から開始されたこともあり十分に周知がされていないという部分もある。制度の隙間にある方を救っていくというのが趣旨になるので、社会福祉協議会とも協議をし、なるべく市民の皆さんに知っていただくような取り組みを考えていきたいと思う。

【質疑：谷田委員】

地域を回っているとすごい困ってる、様々な状況っていうのを見る。その時に、地域包括支援センターで相談していくとかということではつないだりしているが、社会福祉協議会にもそういう部署があって、そういうことをともに考えてくれるということになれば、そういうところにもつなげることができるので、ぜひ利用できるような体制と方向性を作ってもらいたい。

※他に質疑なく終了。

【説明：稲田西土佐診療所事務局長】

診療所で使用している生化学自動分析装置1台の更新。今現在所有しているものが、平成22年に購入して10年が経過し、検査にばらつきが見られ、各部品の交換も、頻回となり、早急な更新が必要となっていることから購入するもの。これまではなかった保守管理機能や、試薬情報管理機能、マスク機能の充実が図られ、処理能力もこれまで以上の機能が備わり、分析の信頼性が向上するとともに、診療時間の短縮を図ることができる。事業費は、1,172万6千円で、財源は、半分が高知県へき地医療施設整備費補助金で、残りは病院事業債290万円、過疎債290万円を充て、一般財源6万3千円を予定。

※質疑なく終了。

【説明：山崎学校教育課長】

「小中学校再編」

平成31年3月25日に策定した、「四万十市立小・中学校再編計画（第二次）」に基づき、順次進めている。本年度の事業は、1点目に後川中学校、大川筋中学校及び川登小学校の再編に伴うスクールバスの運行と、来年度に再編予定の学校の運行計画等について事業を進めている。スクールバスの運行は8路線で、今年度新たに運行しているのは、内川線、蕨岡線、大川筋・後川線、勝間川・高瀬線の4路線。2点目の事前交流事業について、小学校のそれぞれのお互いの学校等での事前交流それから中学校へ、小学校の方が入っていく事前交流、それから中学校同士の事前交流というようなことを、1学期から今年度も順次行っている。コロナの影響で少し見合わせてる部分等もあるが、中村中学校と中村西中学校が中心になって、事前交流事業の方を進めている。また、再編後の各種取り扱いについて、大川筋中学校、川登小学校及び蕨岡中学校については再編2ヶ月が経過した。先日、大川筋の保護者に集まいただき、中村小学校、中村中学校を交えた保護者との意見交換会を開いた。情報共有それから情報提供、意見交換等しながら、順次進めている。3点目に、再編未合意校区への対応について、下田中学校区の中でも下田小学校区と、それから大用中学校区についてはまだ再編の合意をいただいていないという現状。下田小学校区においては、昨年度行ったアンケートで、賛成が55%、反対45%という結果をもって、1月16日に、下田の保護者に説明会を行い、令和2年度中に保護者の意向をまとめていただきたいということと、それをもって地域にも話をさせていただきたいということとしていたが、コロナ等の

影響もあり、令和3年3月いっぱいではまとめることができなかった。

3月29日に保護者会を開いてもらい、取りまとめを行っていただくという話をしたが、保護者では取りまとめはしないということで、最終的にはもう一度保護者の中でアンケートを取り、その結果と、大学の誘致、防災、それから地域活性化というところも合わせて、市長に最終的に判断をゆだねたいという話をいただいた。このアンケート結果は、反対が13世帯、賛成が10世帯という形で新聞報道で逆転という形で書かれていたが、実際、このアンケート対象が、今年度の小学校1年生から6年生までのところを保護者の中でアンケートをとられたということで、この中には、中学校1年生、中学校2年生の、或いは4年4月に再編をずとした場合の対象の保護者は含まれていない。また、これまで入っていた若草園についても対象から外れており、これまで教育委員会が行ってきたアンケートとは、対象者が異なっている。市長が最終的に判断をするということと、5月19日に、保護者説明会を開く予定だったが、市長が濃厚接触者になったということと、現在体制の方が少しコロナの関係で厳しいというようなこともあり延期をしている。

#### 「学力向上事業」

第二期の四万十市教育振興基本計画に基づき昨年度同様、それぞれ学力向上に向けた取り組みを行っている。1番目は、学校力授業力の向上ということで1校1役ということで各学校に研究指定を行っている。2番目は、年度末に発表する取り組み。3番目は、英語力の向上で、英語4技能の検定、GTEC、聞く、読む、話す、書く能力を育成するというので、中学校2年生において、GTECを受験している。4番目に、語学指導を行う外国青年招致は、今年度、ALT6名を雇用し各学校に英語の授業等で入ってもらっている。5番目、辞書活用学習推進は、小学校3年生に国語辞典、中学校1年生には英和・和英辞典を1人1冊配布し、基礎学力の定着を図っている。6番目、放課後等の学習支援は、学力の定着それから学習習慣の確立に課題のある児童生徒、中学校では、数学、英語を中心に放課後や長期休業期間中に、加力学習を行う事業を行っている。7番目に、特別支援教育支援員配置は、障害のある子ども、それから通常の学級に在籍する発達障害等のある子ども等に対し、学習生活支援策として特別支援教育支援員を、それぞれ必要な学校に配置をしている。8番目、学校図書館支援員配置は、学校図書館の環境整備を行い、授業等における学校図書館の活用や、児童生徒が読書への関心を高める環境づくりに努めるために、読書習慣の定着を図るということで支援員を置いている。

#### 「教育のICT化支援」

令和3年度から、GIGAスクール構想により導入した、1人1台端末を活用した授業が開始されている。これらの活動に当たり相談体制を整え、教員の負担軽減、導入する端末、ICT関連の効果的な利活用につなげることにより、教員、児童、生徒の力を最大限引き出して、充実をより一層図るということを目的に、ICTの支援を行っている。本来なら4校に1人程度、ICT支援員というのを置くということが基本になっているが、幡多地域にはなかなかそういう人材が多くないため、本市は、業者に委託し、相談体制等を取っている。

#### 「四万十市立中村西中学校大規模改造事業」

八東中学校、東中筋中学校及び中筋中学校との統合が令和4年4月に迫り、この再編までに教育環境の整備充実を図るために、大規模改造工事を実施をしている。すでに工事の方は令和元年度から行われており、本年度が最終年となる。現在、校舎の大規模改造を行っており、1学期中に校舎の方は、完了予定。夏休みに今の仮校舎から引っ越しをして、2学期からは新しい校舎で授業ができる予定。それに引き続き夏休みの間に、体育館の工事に入りたい。体育館の部分は、入札を7月に予定しており、8月に臨時議会をお願いをしなければいけないと考えている。8月中に工事に入り、令和4年3月上旬、卒業式には間に合うような形で、体育館の工事を行いたいと考えている。

#### 【質疑：川渕副委員長】

小中学校再編の件で、下田小学校のPTAがアンケートを新たに取った。その分について、若草園は入っていないとの説明だったが、若草園は1としてカウントされてるというふうに把握しているが。

#### 【答弁：山崎学校教育課長】

これまででは、若草園は1世帯を1というふうにカウントして、現在学校の方からは8世帯あるとお伺いしている。再編のアンケートを取る当初から、若草園は世帯それぞれに考えがあるので、1世帯で、1カウントにして欲しいということで、これまでのアンケートについては取ってきた経過がある。ただ



今回は、8ではなくて1でカウントしている。若草園を全体で1として自由記述については、別途若草園は記載いただいて構いませんというようなことで、取られているとのこと。

※他に質疑なく終了。

**【説明：花岡生涯学習課長】**

「安並運動公園テニスコート場改修工事」

テニスコートは昭和52年3月完成だが、これを改修するもの。4月30日に契約を行い設計に入っている。設計が終了後、10月頃入札予定。令和2年度は6,711名の利用があった。

「文化複合施設の整備事業」

本年度より文化複合施設整備事業は生涯学習課の所管となった。

本年度は、建物を含めて四つの工事を発注するべく今準備を進めている。6月11日に入札を予定しており、本議会中に、6月定例会に追加提案という形で契約議案をお願いすることになると思う。全体計画は、平成30年度の基本計画を受け、今年度は本体工事に着手。条例、運営体制の構築等、協議検討を進めていき、令和5年度より開館準備を進め、令和6年4月1日開館を目指す。総事業費は、71億6,600万円。本年度の事業内容は、令和2年度からの繰り越しとなっている実施設計の残りの部分。また、本体工事に取りかかるまでの周辺、住宅家屋等の事前調査、そして建設予定地周辺の三つの路線の道路の工事等含めて、8億8,600万円ほどの、事業予定としている。なお、国の交付金の追加交付増があり、この財源構成については6月補正において、補正予算の中で審査をお願いしたい。また、文化複合施設（仮称）整備に係る提言書No.1という資料とともに、実施計画の概要版も添付させてもらっている。これについては、3月2日に整備検討委員会より市長に対して、整備について提言という形での提出があった。この提言に基づき、事業を進めていく。

**【質疑：上岡委員長】**

本体事業を立ち上げる時に所管課が生涯学習課に移られた。執行体制はどうなっているか。

**【答弁：花岡生涯学習課長】**

企画広報課に推進室があったときには、副参事を筆頭に副参事、補佐、係長、そして建築関係の財政課の職員の兼務という形で、4名が担当していた。その中で、基本設計、実施設計が終わった。また、管理運営計画も終わったということで、現在の4月以降の体制については、室の方には、室長、補佐級1名、係長級1名、財政課の建築担当の補佐職員の併任が1名。そして、私と課長補佐を含めて、公民館運営係等も含め全て担当をしている。

**【質疑：上岡委員長】**

基本設計が済み、発注をするようになった。しかし、この種の事業は変更が伴うので、今から佳境に入っていく事業である。この庁舎が50億円ぐらいで庁舎より金がかかる。市にとってはもう一大箱物事業。執行体制を十二分に気をつけて執行いただくことをお願いしたい。

※他に質疑なく終了。

—小休—

—正会—

●次に公私連携・幼保連携型認定こども園の現状について調査を行った。

**【上岡委員長】**

4月1日からひかりこども園が開園になった。現状について、まず、お話をしていただきたい。この、ひかりこども園は議会でも、何人かの議員が質問をし、長いこといろいろ揉めた経過もある。その中で約束した答弁、例えば看護師を置くだとか、市の保育士をこども園に派遣する、交流するだとか、そういう市長からも答弁をいただいた。現状今の段階でどうなっているのか。もう1点、地域住民とのトラブルがないのか。この3点について課長の説明を願いたい。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

看護師の配置については、ひかりこども園では、体調不良型の病児保育を行っている。そのために、看護師1名を正職員で配置している。

公立保育所との交流については昨年度、2回、あおぎ保育所と、当時のひかり乳児保育園の職員の交

流の研修を行った。それぞれひかり乳児保育園の保育士があおぎに来て、3歳児以上の保育を経験してもらい、逆にあおぎ保育所からは、ひかり乳児保育園に行き、乳幼児の保育を研修するという相互の交流研修を昨年度2回行った。

近隣住民とのトラブル等については、現在、ひかりこども園の方で検討していることとして、大きく3点ほどであると認識している。一つが、工事中に、家屋にクラックが、工事が原因で入ったのではないかという点。これについて調査等の要望が、近隣住民からある。二つ目として、北側にあるエアコン室外機について、北側住民等への影響への対応。三つ目に、南西の角部分に、開園してから後、ひかりこども園の方で、倉庫を建設しようとしていたような経過があり、近隣住民から市へ連絡をいただき、市も確認したが、土地の使用貸借契約の中で、構造物を設置する場合には市に報告して、市が承認をした後で行うということになっているが、その報告がなされてなかった。その指導と、倉庫の必要性について、再検討してもらうよう、ひかりこども園にお願いしており、工事は中断している状況。

**【質疑：谷田委員】**

その3点のトラブルについて、どういうふうにも今、対応してるのか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

1つ目の工事に起因するのではないと言われるクラックに対しての、ひかりこども園の対応について、現在のところ、調査をする予定がないというふうになっている。またその因果関係等が、はっきりした段階で、補償しなければならないものであれば対応をするというふうなことを先日確認した。

2つ目の北側の室外機の関係については、必要な風が当たらないような対策は行ったということで報告を受けている。3つ目には、倉庫が必要かどうかを含めて再検討してもらうようお願いしている。

**【質疑：上岡委員長】**

1つ目の調査する予定がないという、ひかり園の対応については、非常に問題があるのでないか。もともと、公私連携型で市は、設計内容について審査をする、ある程度責任を持つから大丈夫だという説明を多々受けた。工事をするのに、事前調査をしてないということに、まず、市の指導する立場としていかなるものか。ひかり園はしないと言っていることは分かったが、ひかり園も当然杭を抜いたり打ったりするのなら、事前調査、事後調査を当然すべき責務があると思う。市の土地を貸して、公私の名前がついてる限りは、十二分な行政指導もしないといけないと思う。課長自身は、ああいう建物を建てる時に、近隣の建物に影響があるかないかということは事前調査をしなくていいという判断をしているのか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

事前調査を行うかどうかは工種によるが、今回の建築工事の場合は、公共事業の例をとっても、敷地から市道、5m程度挟んでいるということもあり、事前調査の必要は、工法的にも、ないというふうに判断している。また民間もそのように判断したとのこと。

**【質疑：上岡委員長】**

私は退職時、水道課の職員であったが、ちょうど町なかを、水道管400本を埋めるだけなのに、事前調査をしている。市長自ら調査は当然しているというふうにも、認識していただけないか。JTが壊した時は事前調査、事後調査もしている。壊すだけで、杭は打たないけれども。それを民間でもしませんという、今の答弁本当か。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

解体工事等の場合は行うのが一般的なようだが、今回の工事の場合は、技術職の方にも確認をし、建築工事とそれから、近隣の家屋との距離等によって、必要がないものと判断した。参考までに、中村中学校の体育館工事でも、調査を行ってないというふうには理解している。

**【質疑：上岡委員長】**

調査をしていなくて、隣からヒビが入った場合に、この工事によるものじゃないとしても、施主は立証できないのではないか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

その状況よっての対応ということになるかと思うが、立証することであれば結局、後での調査ということになるが、それに対する経費等は、当事者同士での話し合い等を行ってもらうことになると思う。市が関与できる部分ではないと考えている。

**【質疑：上岡委員長】**

全然今までの一般質問の答弁と違うのではないか。市が当然責任を持って、公私連携型の保育園だから審査もする、設計の時には検査もするということがあった。近隣家屋にクラックが入った。市は知らな

い。お互いの話し合いで。調査もする必要はない。何かひかり園の味方をしているような答弁をしている。市長も事前調査は当然していると思ったと言っている。5 m以上離れていたら構わないという話であるので、その構わないという法令の、書類を当委員会に出してほしい。

—小休—

—正会—

●法的根拠資料の提出を求めることに挙手により委員に凶ったところ、全員挙手となり、次回委員会までに提出することとなった。

**【質疑：川淵副委員長】**

南西の角について、再検討するということだが、回答はいつまでもらうとか、期限は切っているのか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

期限は切っていない。

**【質疑：川淵副委員長】**

ひかりが言ってくるまでずっと市としては待つと。言わない限りは建てさせないということで間違いないか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

報告があるまでは、建てることはできない。必要と判断された時に報告してもらおうようにしている。

**【質疑：川淵副委員長】**

基本的にそうなると思うが、ただあそこにいろんなものがある。機材とか、その他、あの状態というのは、そのまま放置していいような状況にも思わないので、早く処理しないとイケないと思うが、それをずっと向こうが言ってくるまで待つのはどうかと思うが。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

現状は基礎の部分だけ残した状態。必要なれば花壇にするとか、いうことは聞いている。再度、それが子供に危険というようなことであればすぐに改善するように、早速指導をする。

※他に質疑なく終了。

●次に、「公私連携幼保連携型認定こども園に係る地域住民からの調査要望事項について」を調査した。

**【質疑：谷田委員】**

この調査項目について、担当課の回答を先に聞かせてほしい。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

公私連携の今回のこの認定こども園は国の法的な制度で、法人の方からすれば、市町村の支援を得て、設置することができ、また市町村側からしたら、中核的なしっかりとした施設が確保できる。具体には、法人は、市町村の設備等無償もしくは廉価な価格で借りたり、受け取ることができる。また市町村としては、協定に基づく、監査指導等を通じて、しっかりと保育が担保できるという国の制度。今回、いろいろ保育施設の内容については、基本的にひかり会の方で検討していただき、保育の必要なもの、その規模等もひかり会の方で検討していただき、市としてはそれをできるだけ尊重するということで進めてきた。今回のこの要望に対して、回答できない、ちょっと把握できない部分もあり、そこを理解していただいて、把握している範囲で4点、回答をおこなう。

1点目に、避難倉庫の位置の関係。要望書2ページ目の写真右、北側に倉庫が示されている。ここに倉庫を設置した理由はまず、避難用の乳幼児用のバギーを入れることが主な目的。そこで避難の方法を確認し、二通りある。1点が、火災等の場合は、1階園庭に集まる。それから、地震津波の場合は避難所の中村小学校の方へ向かう。その際に、特に0歳児1歳児は、そのバギーに乗せて避難するということを考えており、その写真手前側の玄関入ってすぐ左手に乳幼児の部屋がある。その乳幼児の部屋との位置関係、倉庫から車を出して玄関にずっと乗せてどちらかへ避難するということを考えたら、倉庫の位置は現在の所がいいという判断であると聞いた。

2点目の、避難用縄ばしごを架設する鉄柱、これも2ページ目の左の方に写真があるが、この鉄柱は、2階で子供たちがプールを行う時、そのプールは常設でなく簡易用プールを設置してプール遊びを行う

が、その日よけ対策として、日よけ用のネットを張るための支柱である。これも当初の実設計段階から計画はあったということである。それともう一つ、これも実設計の中で検討してきたことで、消防法に基づく避難器具の設置というものが必要で、これは 20 人以上の保育所、保育施設等であれば、2 階部分にはどういった避難器具を置かなければならない、3 階ならこういったものを、というようなことが消防法で示されている。ただ基本的には、避難は外にある避難用の階段があるので、その階段を使って避難をすることになるが、どうしてもその階段を使えない最終手段として、避難器具を設置しておきなさい、というものが消防法の趣旨であるようで、その幾つかある避難用のはしご、それから、避難用のタラップそれから、救助袋等いろいろある中で避難用はしごを選択した。そこで避難用はしごを設置する場所は、これも消防の方の指導もいただきながら、この寒冷紗の柱を利用できると、新たに別のものを設置しなくても寒冷紗の柱を利用できるという指導があったので、使用するということにしている、そのように聞いている。

3 点目の、駐車場の入口南側の塀の関係は、セキュリティの関係上、門扉が必要であるという判断をして、その門扉を設置するには、構造上、このようなコンクリートの構造物が必要であったということで確認をしている。

4 点目については、先ほどから説明しているとおりで、現在、倉庫が必要かどうかを、まずは検討してもらっている状況。

**【質疑：谷田委員】**

避難用縄ばしごは、どうしてもそこしか使用できなかった時は、子供たちがこれを使って降りることは可能か。今の説明では、心配が非常にある。これも消防法で規定というか、確認はされたということか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

確認をして、かつ消防署の指導を受けて、このようなものを置いているということであった。

**【質疑：谷田委員】**

私たちが現地をちゃんと見ていないからわからないが、実際大丈夫か。子供が、移動する時に、こういう形で、避難できるのだろうか非常に心配する。

**【質疑：上岡委員長】**

今、園児が入っているので実際、避難する縄ばしごの問題が起きている。2 階には 3 歳児から 4、5 歳児がいると思うが、3 歳児でこれを降りられるのか。実際に使ったことはあるか。3 歳児が縄ばしごで降りるとするのは、5 m の所から不可能だと思う。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

まだ訓練はやっていないと聞いている。2 階には 4 歳、5 歳児がいる。そこは訓練を通して見て、課題があれば、別の方法も検討する必要がある。

**【意見：上岡委員長】**

先の答弁の中で、当初から、この構造であったということだが甚だ疑問に思う。

—小休—

—正会—

●最初から避難用はしごと架設用の鉄柱が盛り込まれていたものか確認するため、当初設計書と最終設計書の提出を求めることを挙手により委員に凶ったところ、全員挙手となり、次回委員会までに提出することとなった。ただし、ひかり園が拒んだ場合は提出できないという条件付き。

**【質疑：川淵副委員長】**

1 点目の避難者倉庫について、ここがないと困るんだという説明があった。火災の時には、1 階の園庭に集まるということだが、そこまで随分距離がある。本当にこの位置がベストなのかという問題。それから当初、その駐車場、園に入ってくるのに、どういう経路がいいだろうかということを検討した時に、いろいろ揉めてようやく今の形で送り迎えをする時に、車はこう入ってきてこう出るんだということが決まった。しかし、それをしばらくやってみて、うまくいかなかった場合には、園の北側の通路を通るということも、今後検討するという話があったと思う。ところがそこに倉庫があるために、通路がなくなっていることにどのように考えているか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

園庭の避難について、そこを避難するまでに玄関で乗せて0歳児1歳児は避難すると聞いている。2点目について、5月の住民説明会、意見交換会の中で議員がおっしゃるとおりの内容になった。その後の進め方でそこで確認したのは、いろいろ今後検討していく中で、地元以降ろさなくてはいけない話がある場合は、区長を通じてということで、確認をした。その後、その裏側を通ることについて、ひかり会と協議もする中で、市の設計士の話も聞きながら、裏側を車がどのような形であれ通ることになったら、これはもう危険であるということ。それから西側に抜けるにあたって、北側を曲がるコーナーの関係あり、あれを車が安全に曲がれるような、カーブにするには園舎をまだずっと寄せなくてはならないというようなこともあり、設計士の意見では、一番安全なのは園庭は園庭、車を通らすところは駐車場だけ。それから園舎というふうに区分して設計するのが、ベターであるということになり、これを1回区長に返し、区長とも相談して、近隣の住民の方には説明しておいたほうがいだろうということで、その数日後に近隣の住民の方にその旨の説明をしたという経過がある。

**【質疑：西尾委員外議員】**

公私連携、これについての市の役割をもう一度、再度確認したい。協力というようなことを言っていたが、指導まではしないのか。園の方から報告というのは随時、必ず来るということの話し合い等はどうか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

市の関わり方について、園から報告があった場合は、それは運営に関しての相談ということになるかと思うが、それについては当然市として相談に乗る。指導や監督の部分について、協定に書かれていることがしっかりできているか、また保育内容のことも書かれているので、そういったものは監督している。それから認定こども園法の中にある、年に一度の監査ということも行っている。また、給付の算定をするにあたって、その基準を満たしているかの確認も行っていく。もう一つ、よりよい園にしていくために、保育の内容とかの充実についてこれも保護者と一緒に検討していく必要があると思うので、それも協定の中では3者協議会ということで位置付けをして、今後、3者で協議していくことになる。

**【質疑：西尾委員外議員】**

報告に関して、全てが報告というわけではないということではどうか。今回の倉庫に関しても、特に報告がなかったのが、園の方が作っていたという認識だが。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

それは通常の運営に係る報告というよりも、土地の貸借契約の中で、市の土地であるので、何か構造物を作る時には協議することとなっているので、それに基づく報告がないということで、今も中断してもらっている。

**【質疑：西尾委員外議員】**

では報告があるという認識でよいか。報告しないといけないという。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

新しいものを置くとか、作るもの全てではない。基本的に、構造物と言っても基礎をやるものとか、そういう判断はあるかと思うが、何か作りたいときには、一度相談してくれということは言っている。

**【質疑：谷田委員】**

協定書の内容について、資料として委員会に提出することは可能か

**【答弁：武田子育て支援課長】**

委員会で求められた場合は提出する。

●市とひかり会との協定書（写し）の提出を求めることに挙手により委員に凶ったところ、全員挙手となり、次回委員会までに提出することとなった。

また、当調査事項も、全会一致で継続調査となった。

●次に所管事項の報告に移った。

**【報告：川崎市民・人権課長】**

「マイナンバーカード普及促進事業の状況について」

総務省のホームページに掲載されている5月1日現在の状況は、全国の普及率30.0%。国のマイナポイント事業の取り組みが昨年3月頃、公表された時点では全国で普及率が15.5%だったので、1年ちょっとで14.5%、全国的に交付率が上昇したという形。都道府県別の普及率状況は、高知県は真ん中から

ちょっと下の方。全国的には、新潟県がワースト1位でその次ということで23.7%の普及率という形になっている。県も昨年の3月時点、マイナポイント事業が公表される時点では9.4%で、14.3%上昇したということで、大体全国の上昇率とほぼ同水準というところ。次に高知県内市町村別で、四万十市は、申請率が61.1%、交付率は、カードが実際に市民の方に届いている方の数の率で、46.3%。県内順位は、四万十市は宿毛市に次いで2位。ちなみに四万十市で昨年3月時点での交付率が8.7%で、それが5月1日で46.3%ということで、37.6%上昇している。先ほどの全国の上昇率14.5%をさらに超えている。これが当市のマイナンバーカードの普及促進事業の効果といえるのではないかと考えている。資料4ページには4月1日現在の県内の市町村別の詳細表。先ほどの県内の表が5月1日で、1ヶ月前ということで、地域振興券の受領権が生じる、申し込み期限が3月31日という形になっていたのも、その時点での申請率は、58.3%。大体6割を目標として事業の取り組みをしていたので、6割には達してないが、まずまずの感触ということで担当課では考えている。

観光商工課所管のマイナンバーカード普及促進事業の地域振興券の換金状況について、5月20日現在の換金枚数は、10万6251枚。これは500円券を1枚で数えたもの。金額では5,312万5,500円。使用状況について、飲食店で使用された割合が16%。2年前に市がおこなったプレミアム商品券事業の時に飲食店で使用は1.3%だったので、現在コロナ感染の流行で経営が厳しい飲食業に対して一定の効果が見られる。

**【質疑：谷田委員】**

マイナンバーカードを利用しない市民にとっても、サービスの提供は同じようにしていただきたい。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

マイナンバーカードを持たれていない方しかできないというようなサービスを行う想定は無い。カード取得の場合は常時職員が対応できないサービス、例えばコンビニ交付など、利便性を若干きかせながら、必ずしも持たれていない方に不利益が及ぶような形の取り扱いをする予定はない。

※他に質疑なく終了。

**【報告：渡邊環境生活課長】**

「四万十市三里地区地区に建設予定（太陽光発電施設）の申請及び届出の判断結果について」

平成3年3月29日、三里と島の宮の2ヶ所に太陽光発電に関する申請の届け出があった。平成3年4月27日に不許可通知と勧告書を送付した。高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づき不許可とし、その理由は、工作物の流出等に対する対策が十分されていないため、周辺で水害や災害を助長する危険がある。もう一つに、遮へいについて、コンクリート柱を5mごとに設置し防球ネットを張った上で、疑似植物で覆うという計画になっていたが、条例では季節ごとのすぐれた景観を有していることを、将来像の一つとしており、この点を満たしていない。3つ目に、住民説明会の開催は、このコロナ禍でもあったので、行っていないこと。実際には一度行おうとしたが、地区に来てもらわなくても構わないと反対され、業者から地区に書類を送付したにとどまった。次に、四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例に基づき、四万十市四万十川風景づくり審議会に、本市景観計画への適合性を諮問した結果、勧告相当と判断された。勧告内容は、①施設の大幅な規模縮小及び配置の分散化または直線上の壁面とならないよう、遮へい工作物の形状を変更し、その高さを現状の河畔林とするなど河川景観の調和を図ること。②河原に立地する人工物を植栽により修景し、自然地の中に露見しないようにすること。③なじむ素材の使用へ変更すること。④計画地の河川環境の特性を把握し、工作物の設置のため改変された河原の自然環境の再生保全に配慮した植栽とするということで、周辺との調和および河川から河畔林、河川敷への連続性を図ること、という内容をつけている。

※質疑なく終了。

**【報告：武田子育て支援課長】**

「公立保育所における感染症胃腸炎の集団発生について」

1番目に、あおぎ保育所におけるノロウイルスが原因と疑われる感染性胃腸炎の集団発生について、5月17日の1歳児2名を皮切りに、6月1日までの感染者数が児童23名、職員8名の計31名が感染した。全員が受診をして、その中で、ノロウイルスと特定されたケースは児童1名、その他はノロウイルスの疑いがある感染性腸炎としての診断で、入院等はない。6月3日時点では、児童3名、職員2名に減少している。2番目に具同保育所では、5月21日の3歳児1名の事例以降、感染症が増えて、6月1日までの感染者数が児童16名、職員2名の18名。16名が受診して、特定されたのは児童1名で、そ

の他は疑いのある感染性腸炎と診断された。入院事例はない。保育士はあおぎ保育所感染児童の保護者であった。調理員は、休日に自宅で発症し、現在は無症状で自宅待機をしているが、本日陰性が判明した。6月3日時点で症状があるのは児童4名と職員1名で減少している。3番目に、感染性腸炎とは違うが、具同保育所でヘルパンギーナという感染症、これは、口の中に荒れ、水疱、水ぶくれみたいなものが口の中にできて高熱が出るもの、これが5月10日と18日に各1名が発症して以降、6月1日までに児童19名が感染し、6月3日には6名まで減っている。6月2日に保健所の立ち入り調査も入ったが、保健所の判断としては、感染性腸炎は食中毒の可能性が低いということで、給食現場等の調査は行われなかった。同日、現場検証と、適切な消毒の方法等、指導を受けた。両保育所とも、マニュアルに沿った衛生管理に取り組んでいるが、今後、今一度、感染予防のための対処法を職員全員で確認して、感染予防に努めることとしている。また、保護者に対して家庭での感染防止対策等をお願いし、合わせて、各保育所長にも、各保育所での感染予防の徹底をお願いした。

※質疑なく終了。

#### 【報告：渡辺健康推進課長】

「コロナワクチンの接種状況について」

現在、65歳以上の高齢者接種が進められており、対象者は全体で1万2,106人。入院をされている方、施設入所されている方を対象に、4月26日から接種が始まり、これらの方の接種率については100%を見込んでいる。5月17日から、医療機関での個別接種が始まった、在宅高齢者の接種は、大体高齢者1万1,051人の約9割の方が接種されるのではないかと見込んでいる。6月6日時点での接種済み数、これは四万十市に住民票のある方で、65歳以上の方となる。例えば、市外の施設等に入所していて接種が終わった方も含まれる。1回目が終わった方が4,864人、2回目が終わった方が355人。これには、市内外を含めた医療従事者、施設従事者等の接種については含まれていないので、実際の四万十市の接種人数でいうと、さらに多くの方が接種を済まされてることになると思う。6月4日時点の予約状況は、第1グループ、これは各病院が名簿管理をして接種を行うもので、予約枠数として4,518人。第2グループ、これはコールセンターとインターネット予約の総数で、この予約済み数が6,003人で、合計1万521人となっている。

#### 【質疑：川淵副委員長】

これまでの経験を踏まえて、65歳未満の方の接種については、計画方針みたいなものを立て、進めているか。

#### 【答弁：渡辺健康推進課長】

予約の時に、かなり苦労したという点がある。高齢者の次は、基礎疾患の方が優先される。当然、すぐ予約できるような体制にしたいと思っているが、基礎疾患に該当しないような方については、予約の段階で、多少高年齢層を設けさせていただこうと考えている。

※他に質疑なく終了。

#### 【報告：渡辺健康推進課長】

「今後の安定ヨウ素の購入について」

安定ヨウ素の購入については、2月の教育民生常任委員会でも報告をさせていただいたが、経過として、平成30年10月に安定ヨウ素を購入して、今年の10月が保存期限となっている。本来であれば、買い替えの予算を令和3年度当初に計上するところだが、県が備蓄をするという情報もある等、状況を整理しきれないところがあり、市の単費を入れることについては慎重にしたいということで報告をさせていただいた。

現在、10月までの分の安定ヨウ素があるが、この10月までをもって今後安定ヨウ素の購入の更新をしないというふうに考えている。理由としては、伊方地域の緊急時対応ということでこれが今年の12月23日に改定をされている。これによると、UPZ、これは半径30km外を指すが、半径30km外で、安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を、伊方原発そのものが実施をしている、という記載があり、そのため必要量は確保されているというふうに考えられること。また国の原子力災害対策指針では、この圏外における安定ヨウ素剤の利用を想定しておらず、高知県としても安定ヨウ素剤の備蓄は必要ないという考えが示されたところである。

#### 【質疑：大西委員外議員】

基本的にどこに備蓄するのかという問題。実際に事故が起こった際に、早急にヨウ素を各自治体に届

けないと間に合わないという状況があるが、それについて把握しているか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

県に回答を求めたところ、中国四国については岡山県の方に備蓄をしているとのこと。

**【質疑：大西委員外議員】**

例えば車で運ぶとしても間に合わない。本市で取得することが非常に大切だと思う。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

高知県が30km圏外の備蓄を想定していないということもある。おそらく原発事故が起きる可能性は低いかとは思いますが、私も絶対に起きないというふうには考えていない。例えば事故が起きたときに、シミュレーションしたところに、早急に持っていくということになるかと思うので、その時の気象条件であるとか、そういうものによって、持っていく配布先というのは変わってくるかと思う。伊方原発から何kmなのでという議論になると、すべての周辺市町村含めて全部になるかと思う。伊方原発の方でそういう対応をしていただけるならばよいが、高知県にこういう意見もあるということも踏まえて、今後、話もさせていただければと思う。

**【質疑：大西委員外議員】**

県が言ったからといって、四万十市もそれに同調する必要はないと思う。市民を守るという観点で言えば、やっぱり安定ヨウ素剤は必要。ただ、市の単費として出すには負担があるというのであれば、電力会社にも要請してしていくことが必要。実際、この備蓄がどれだけなされてるのか、その辺りの把握も多分まだなされていないと思う。

**【質疑：上岡委員長】**

電力会社に要請してみるくらいはやってみたらどうか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

県の方に安定ヨウ素剤を購入する際の補助ができないかと相談した経過がある。国が30km圏外のところ安定ヨウ素剤に係る補助金については県の方としても把握はしていないということと、県についても圏外は想定をしていないし、安定ヨウ素剤は安価で財政負担も大きくないので、単独の補助金の創設も考えていないと。本市としてもその原子力を続けていくについては、リスクがあるのであれば、それは必要経費というふうな態度ではあるが、国も県も、それについては財政的な負担はできないという回答であった。

**【質疑：白木委員】**

経費はどのくらいかかるのか。

**【答弁：渡辺健康推進課長】**

前回、全市民分を計上して購入した経過があるが、令和元年7月に原子力規制庁の服用の基準が改正になり、服用については40歳未満プラス40歳以上の妊産婦、授乳婦を対象としているということで、今回補正で上げるという選択肢もあったが、計算をしたところ大体50万円くらい。

※他に質疑なく終了。

—15:37 休憩—

—15:45 再開—

**【報告：二宮福祉事務所長】**

「四万十市第6期障害福祉計画・四万十市第2期障害児福祉計画について」

障害福祉計画、障害児福祉計画、それぞれ障害者総合支援法、児童福祉法により策定が義務づけられている計画。障害福祉計画の方は令和3年3月に第6期を策定、障害児福祉計画も令和3年3月に第2期計画を策定した。計画策定の流れは、令和2年7月から8月にかけてニーズ調査を行い、それを受けて、障害者自立支援協議会の開催、パブリックコメントなどを実施し、それぞれ策定を行った。計画の構成は、「基本目標」、「取組目標」、「障害福祉サービス等の見込み量と確保策」の3章で構成。障害児福祉計画についても、同じく「基本目標」、「取組目標」、「障害者通所支援等の見込み量と確保策」の3章構成。計画の位置付けは、障害者基本法等、国の法律のもと、県計画があり、市単位の計画は、四万十市障害者計画となる。これは、障害者施策の理念等も含め全体計画になるが、今回策定した四万十市障害福祉計画、四万十市障害児福祉計画については、全体計画の中の部分計画、サービスのニーズ、それからそのニーズに応じた障害者サービスについて、供給の見込みを数値的に具体的に計画したもの。計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年計画で、2つに分けて、前半が第5期の障害者計画



と第1期障害児福祉計画、今回策定したのが後半部分で、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画となる。重点的に取り組むべき課題としては、気軽に相談できる相談支援体制の充実、障害児支援体制の充実等、7点を定めている。障害福祉計画の取組目標は6点定めている。1点目は、福祉施設入所者の地域生活移行。現在障害を持たれている方は福祉施設へ入所されている方もいるが、なかなか福祉施設は入所待ちでなかなか空きが出ない状況。こうした中で、できる限り、福祉施設に現在入所されている方を地域に返していく。例えばグループホームであるとか、家庭で対応が可能な方は家庭でというように、訓練等を行った中で、そういうことを進めていく必要がある。2点目が、福祉施設から一般就労への移行で、障害を持たれている方でも、可能な方は、就労していただき、収入も上げていただくということが必要。現在、例えば作業所等に行っている方とか、あるいは就労移行支援とかいうプログラムで、一般就労を目指して頑張っている方もおられるので、可能な方は一般就労へ移行するという事。3点目は、包括的な支援体制の構築で、例えば精神障害等を持たれている方、あるいはひきこもりの方とかいろんな状況の方がおられるが、障害者施策だけでは対応がしきれないという状況も出てきている。こういった部分について、様々な分野、施策が一体的に包括的に支援をしていく体制づくりを目指していきたい。4点目に地域生活支援拠点等の体制づくりで、地域生活支援拠点は本市はまだ十分な整備ができていないが、例えば、緊急避難的な措置ができる事業者や、いろんな相談を受ける事業所、それから見守りができるとか、いろんな事業所が一体的に機能的に組み合わせられて、面的にネットワークをすすめる中で一つの拠点づくりをしていくという体制づくりを進めていくこと。5点目に、相談支援体制の充実・強化等で、障害者の方がいろんなことで困っていることの相談を受ける体制づくり。今、相談を受けていただく事業所が3カ所ぐらいあるが、相談体制の充実、そうした相談を受けるところがあるという周知を強化していきたい。6点目に、障害福祉サービス等の供給体制、例えばホームヘルプサービスや、デイサービスといった供給体制を引き続き提供体制を作っていきたい。数値目標について、数値自体は従前とそれほど大きな変わりはないが1点、就労継続支援、いわゆる作業所的な部分の取組みがあるが、ここが今需要が非常に伸びており、今回の計画ではそういった部分の拡充を目指した取組みということにしている。

**【質疑：上岡委員長】**

第6期障害福祉計画において、6つの目標を設定しているが、5期の時もやっぱりその目標は、同じ目標だったが、7つ位課題があって、1つぐらい解消したのがあるのか。

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

前回の計画でこの取組目標は3つに区分していた。今回新たに計画を作るにあたり、国等からいろんな取組方針が出ており、そういったものも踏まえ、取組目標は3つであったもの6つに細分化をしたと計画になっている。

**【質疑：上岡委員長】**

たまたま今回は細分化して3つを6つにしたと。努力目標も数値に上げてくれているようだが、例えば、2番目は、福祉施設から一般就労への移行、といいことが書いてある。ただし、この種の計画は、目標ばかり書くのではなく、市が取り組む具体があるべき。前回の計画は、この目標はなんぼやったかというのは見なくてはいけない。障害者だとか、弱い者の立場に立った計画なので、できるだけ体制を整えて取り組まないといけないので、その部分をお願いしておく。

※他に質疑なく終了。

**【報告：二宮福祉事務所長】**

「生活困窮者自立支援事業について」

3月定例会において決議された、「令和3年度四万十市一般会計予算に対する附帯決議」について、現時点での対応を報告させていただきたい。これについては、予算決算委員会で意見が出たと伺っているので、予算決算委員会でも報告を行いたいと考えているが、今年度の契約を本来なら4月に済ましておかなければならないが、できれば今日の報告をもってできれば契約を行いたく、こちらの方でも報告をさせていただくこととした。

まず、附帯決議の内容の1点目、年度当初に委託等の相手先を変更とせざるをえない不測の事態に備えて、事業内容の情報やノウハウを蓄積するとともに、継続可能な方法などをしっかりと検討し、円滑な事務執行ができるように努めることという、決議をいただいている。市としての対応は、まず面談とか相談といった記録について保存をきちっと義務づけている。受託事業者が変わったとしても、継続相談ケースのスムーズな移管が行えるよう体制を整えている。また、支援プランが必要なケースについて

は、支援会議を開催し、受託事業者のみならず、市や他の支援機関も参加をして、そのケースの情報の共有化を図っているのも、もし、受託上、事業者が事業ができなくなったとしても、他の機関にも引き継げる体制を構築をしている。また現在の受託事業者は、複数の相談員が在籍しているので、一部の相談員が欠けたとしても直ちに事業所の機能が停止するという状況ではない。なお、平成 27 年度から、生活困窮者自立支援事業等を受託していただいている現受託事業者は、地域の中で活動も定着しており、生活困窮者の相談や自立支援の活動を積極的に取り組んでいただいているので、市民対応等についても特に問題はなく、現時点で特に早急な変更等、検討しなければならない状況ではないと考えている。

2 点目の、委託などの相手先に対しても法令等の規定に基づく手続きなどをしっかりと指導するなど、適正に事務執行すること、という決議について、市としての対応は、受託事業者に法令の遵守をしていただくことは当然で、引き続き、法令の遵守を指導していきたい。具体的に指摘のあった、現受託事業者の利益相反と思われる事案、その法人の代表者が不動産の持ち主と同じで、同じ者同士で契約になっていることについて、これはやはり問題があるということを考えて、その法人の方に特別代理人という者を選任して、この特別代理人と、それから建物の持ち主との間で契約という手続きを取ったので、利益相反の状態は解消された

3 点目の、委託料等を算定するにあたっては、積算根拠の客観性を十分確認するとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めること、という決議をいただいている。最小の経費で最大の効果を上げるというのは当然のことで、そうした点を踏まえた事務執行を努めて参りたい。指摘のあった、家賃月額 20 万円というのが高いのではないかと、これについての客観的な検証を行うようにという、これについての市としての対応は、本年 4 月の契約段階において、複数の不動産仲介業者に当該物件の適正な賃貸借価格について算定をお願いをした。しかし、不動産仲介業者から、不動産賃貸価格の鑑定まではできないとの回答だった。不動産仲介業者は、あくまでも貸主の言い値額を、借主に対して仲介するという仕事で中立の立場であり、この物件は幾らの賃貸での金額が望ましいとかいうことを決定するという立場ではない。議会に報告するという正式なものであるなら、不動産鑑定士さんをお願いすべきという助言をいただいた。市として当初考えていたのは、不動産仲介業者が作成していただいた複数の見積もりで平均単価を用い契約するという方法を考えていたが、それが難しいということなので、不動産鑑定士に依頼して算定するかということも考えたが、当然その鑑定費用、5 万円から 10 万円ほどが発生してしまうこと。最小の経費で最大限の効果を上げることも踏まえ、市内のある不動産仲介業者から口頭で、月額 11 万円から 16 万円程度が相場じゃないだろうかという助言を参考に、受託業者と協議を行った。その結果、月額 15 万円での算定としたいという受託業者の判断をいただき、それにより契約を行いたいと考えている。ただ、まだ契約はしていない。本当は 4 月に契約をしたかったが、私の判断で、議会に何も報告できていない状況の中で先に契約を行うのはちょっと問題があるということ、また契約のやり直しとかになるとこれもまた問題なので、教民委員会で報告をした上で契約ができないかと考えている。これにより、家賃分は総額で 60 万円の減額となるが、このうち、この事業者が行っている国事業との折半により市の委託分の家賃分の減額分 30 万円となるが、市としては、生活困窮者が増大をしているなか、相談等の対応、充実が必要と考えられるので、国庫補助の補助上限枠内のフル活用、これ結局今現在の予定していた金額というのは国庫補助の上限一杯まで取っている。それを減額したら、当然その分国庫の方も減額となるわけだが、そうではなく、国庫補助の枠内全額を使いたいということで、家賃経費削減分 30 万円の金額に相当する、新たな活動も展開をしていただき、総額としては、前年度と同額の金額での契約を行いたいと考えている。なお、本委託事業については事業年度終了ごとに精算を行っているのも、委託料概算払いのうち、事業を拡大すると言って実際に使わなかった金額があった場合には、市に返還をしていただくということになる。以上のような形で契約を進めていきたいと考えているので、ご理解のほどお願いしたい。

#### 【質疑：上岡真一委員】

最後に述べ利用人数で 466 名とあるが、これは 1 人 1 回、重複している人数も入っているんじゃないかと思うが。

#### 【答弁：二宮福祉事務所長】

この延べ利用人数は、この 3 つの事業に区分して委託をしており、それぞれの事業を利用した人の合計が 466 名となる。1 回相談して 2 回相談して 3 回相談したのを 3 とカウントしているという意味ではなく、事業ごとに集計をしている。ただ、同じ人が、例えば自立支援事業と、就労準備支援事業と両方の事業を受けてるといふものは重複になっていると思う。

#### 【質疑：谷田委員】

経費の削減分の30万円に相当する事業を新たに展開するというのは具体的に何か

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

受託事業者の意向としては、コロナ禍において非常に困窮されてる方が多いという中で、いろんな相談などを、聞いていただいているので、周知活動に力を入れたいとのこと。例えば、「はたも一ら」に広告を出す等、周知のための活動、「ぜひご相談ください」というような活動をして相談者の数を増やしたいと聞いている。

**【質疑：上岡委員長】**

今の説明では承服できない。もともとこの家賃が20万円が高い、同一人同士の契約で。いろんな不動産屋に言ったけれど、平均でやろうか思ったけど、結果的に鑑定士に出したら大体5万から10万かかるので、一者に聞いて11万円から16万円が相場じゃないかと聞いて、5万円安くして15万円で契約したいというのは、委員会での説明になっていない。15万円が高い安いとは言っていない。決め方に問題がある。鑑定費用がかかろうが鑑定評価をつけて理路整然と根拠を示してほしい。

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

他の業者にも当然聞いているが、ただやはり不動産仲介業者は無資格なので鑑定をすることについては、大体の相場のはもちろんは分かっているが、正式にはできないというので、一者だけ言っていただけ状況。鑑定まですべきではないかという意見について、契約が非常に遅くなるということはあるが、執行部内部で、鑑定まで必要かどうかという部分については検討させていただきたい。

**【質問：上岡委員長】**

11万円から16万円で、その真ん中だったらまだわかるが、なぜ15万円になったか、その根拠は何か。

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

賃貸価格は、貸主の言い値で決まるというのが一般的な慣行ではないだろうと思う。あまり不動産の貸し借りについて、鑑定とか、客観的に数値でということはあまり、実際はないというふうに理解している。そうした中で、貸主が15万と言えども、一般の今の日本の慣行の中ではそういうやり方になるのではないと思う。

**【質問：上岡委員長】**

言っていることが元に戻っている。附帯決議に対する対応になっていない。貸し主の言い値にならない。借り主もいるので、高ければ借らない。そこら辺が供給とのバランスがあって、どの時期にどっちが強いか分からないが、ほとんど同等。物件が多かったから貸主は安くしないとイケない、借りてくれないから。

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

今、上岡委員長がおっしゃったように、正確に言うと、貸し主と借り主の、契約行為なので協議で決まるということ。市と相手方との協議で今のところ15万円というものを出示してきたということで、私の言い方が非常に不十分であった

**【質問：上岡委員長】**

民・民の場合は協議でいい。片方は公金だから。あなたが交渉がうまくて、仮に安く借りてもいけない。適正価格で公金を出すのだから、まけてもらうのも駄目。適正の価格で、お金は支出しなくてはいけない。鑑定士に頼んで、鑑定評価がこうだったから出すべきだという風にすれば、議員も納得するが。あなたは話し合いというが、民・民ならそれでもいいが。

－小休－

－正会－

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

委託料については議員の方々の意見も踏まえ、鑑定をすることについて執行部で検討し、議員のご理解をいただくような形で対処したい。

※他に質疑なく終了。

●次に「その他」に移り、管内視察について協議した。管内視察については、次回委員会で協議することとなった。

●事務局から報告

－小休－

事務局から6月定例会の日程について報告

－正会－

●委員長報告の作成正副委員長に一任し、委員会を終了した。